

大通達甲（生）第12号
大通達甲（刑）第12号
令和5年8月22日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

生活安全部人身安全・少年課長
刑事部刑事企画課長
刑事部捜査第一課長
各警察署長

殿

警察本部長

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について（通達）

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組については、「子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について」（令和5年3月31日付け大通達甲（生）第7号、（刑）第5号）により推進しているところであるが、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が公布され、刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪が改正されたことに伴い、下記のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 目的

子供と女性を対象とする性犯罪等は、被害者等の心身に深い傷を残す卑劣な犯行であり、また、地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせているところである。

そこで、その前兆とみられる声掛け、つきまとい等の脅威事犯の発生が認められる場合に、生活安全部人身安全・少年課（以下「人身安全・少年課」という。）等において情報の収集及び分析を行い、当該脅威事犯の発生が予想される現場周辺でのよう撃警戒活動、検挙又は指導・警告措置等の先制・予防的警察活動を行うことにより、重大事案の未然防止を図り、もって子供と女性を性犯罪等の被害から守ることを目的とする。

2 用語の意義

- (1) 「子供と女性を対象とする性犯罪等」とは、子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性犯罪等（犯罪手口資料取扱規則（昭和57年国家公安委員会規則第1号）第3条第8号の性的犯罪をいう。）をいう。

なお、ここにいう「性的犯罪」は「性的欲求に基づく行為」が認められる全ての犯罪であり、不同意性交等、不同意わいせつ等の刑法に規定される犯罪のほか、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）違反、大分県迷惑行為防止条例（昭和40年大分県条例第47号）違反その他特別法上の犯罪が含まれる。

- (2) 「脅威事犯」とは、子供と女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい・立ちふさがり、待ち伏せ・見張り、誘い込み、卑わいな言動、露出、はいかい、

盗撮、のぞき見その他これらに類する行為及び子供と女性に対する暴力的行為をいう。

3 網羅的な情報の収集及び分析

(1) 事案の把握及び情報収集等

ア 事案の把握の強化

人身安全・少年課及び警察署は、脅威事犯に係る情報が、被害者、保護者、地域住民、自治体、教育委員会、学校、PTA等にとどまることがないように警察への通報及び届出、警察安全相談の利用等について広報啓発するなどして、脅威事犯に係る情報の迅速かつ的確な収集に努めること。

イ 把握した脅威事犯に関する詳細な情報収集

把握した脅威事犯については、必要に応じ警察署員に加えて人身安全・少年課の職員も発生現場等に赴いた上で、被害児童やその保護者からの事情聴取、現場周辺での聞き込み、現場周辺の防犯カメラの確認等、行為者特定のための詳細かつ網羅的な情報収集を行うこと。

ウ 収集した情報の報告

警察署は、収集した情報を別に定めるところにより、人身安全・少年課に通知すること。

(2) 情報の分析及び共有

ア 人身安全・少年課による情報分析等

人身安全・少年課は、警察署からの通知を受けた脅威事犯について、行為者の特定に向けた分析を確実に行うとともに、当該情報の整理及び管理を確実に行うこと。

なお、人身安全・少年課は、当該情報のうち、他の都道府県警察に通報する必要があると判断されるものについては、当該都道府県警察に通知すること。

イ 刑事企画課と連携した情報分析等

人身安全・少年課は、行為者の特定に向けた分析を確実に行うため、刑事部刑事企画課と連携を図り、子供と女性を対象とする性的犯罪等に係る手口記録及び被害記録の分析への活用を図ること。

また、人身安全・少年課が収集し、及び分析した情報は、子供と女性を対象とする性的犯罪等が発生した場合における刑事部門による捜査活動にも活用し得るよう、人身安全・少年課と刑事部刑事企画課が必要な情報を共有すること。

4 行為者特定のための活動の推進

(1) 対象事案の選定

人身安全・少年課は、情報分析の結果に基づき、声掛け、つきまとい等の行為者を特定する活動を行う事案（以下「対象事案」という。）を選定すること。

なお、行為者の行為が不同意性交等、不同意わいせつ等の刑法犯に該当する場合において、刑事部門の体制では十分な対応が困難なとき等においては、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）と刑事部捜査第一課長又は管轄警察署長が調整の上、所要の対応を行うものとする。この場合において、対象事案の選定、選定した事案に係る人身安全・少年課の職員の態勢等の判断は、人身安全・少年課長が

行うものとする。

(2) 人身安全・少年課の効果的な運用

人身安全・少年課は、行為者特定のための活動の態勢、態様及び期間等について、事前に十分な検討を行うとともに、活動開始後においても、当該活動の進捗状況、他の対応すべき事案の発生状況等を勘案して、適宜見直しを行い、効率的かつ効果的な運用を行うこと。

5 事案に応じた検挙又は指導・警告措置の実施等

(1) 検挙又は指導・警告措置の実施

特定した行為者に対しては、刑罰法令に触れる行為が確認された場合には検挙（検挙に至らない場合は指導・警告）措置を講ずること。また、刑罰法令に触れない声掛け、つきまとい等であっても周囲の事情等から合理的に判断して、刑罰法令に触れる行為に発展するおそれがあると認める場合は、確実に指導・警告措置を講ずること。

なお、指導・警告措置を講じたときは、始末書又は誓約書を徴するなど、そのてん末を明らかにすること。

(2) 検挙又は指導・警告措置の人身安全・少年課への報告等

警察署において検挙し、又は指導・警告措置を講じた場合は、別に定めるところにより人身安全・少年課に通知すること。

人身安全・少年課は、警察署から通知を受けた情報の整理及び管理を確実にを行うとともに、当該情報のうち、他の都道府県警察に通報する必要があると判断されるものについては、当該都道府県警察に通知すること。

6 情報発信活動

脅威事犯を認知した場合は、被害関係者の心情に十分配慮の上、捜査に支障のない範囲で地域住民等に対して情報発信し、被害の拡大防止を図ること。

また、発生に際して地域住民等に情報発信した事案について、行為者を特定し、検挙し、又は指導・警告措置を講ずるなどした場合は、当該事案が地域住民等に与えている不安感等に配慮し、適切に情報発信を行うこと。

7 支援要請

(1) 警察署長は、人身安全・少年課の捜査支援が必要と認めるときは、人身安全・少年課長に対して、捜査支援の要請を行うこと。

(2) 人身安全・少年課長は、前記(1)の要請を受けた場合において、捜査支援が必要と認めるときは、事案の態様、規模等に応じて人身安全・少年課の職員を派遣すること。

8 推進上の留意事項

(1) 総合力の発揮

本取組は、刑事部門における性犯罪等の捜査活動や地域部門における警察活動とも密接に関連していることから、部門・警察署管轄区域の枠にとらわれることなく、総合力を発揮した取組を推進すること。

(2) 警察署長の配慮事項

ア 脅威事犯の届出は、交番・駐在所に対するもの又は執務時間外に行われるものが多

いことから、関係課（係）との連携及び情報交換を緊密に行うとともに、全署員に対する教養を徹底すること。

イ 脅威事犯について行為者特定のために行う、よう撃又は的割り・張り込み捜査等については、必要な体制を確保するよう配慮すること。

(3) 関連情報の保秘の徹底

本取組の関連情報は、適正に管理するとともに、その取扱いに十分注意して保秘の徹底を図ること。

(人身安全・少年課人身安全・少年事件特別捜査班)

(刑事企画課情報分析係)

(捜査第一課強行犯係)